



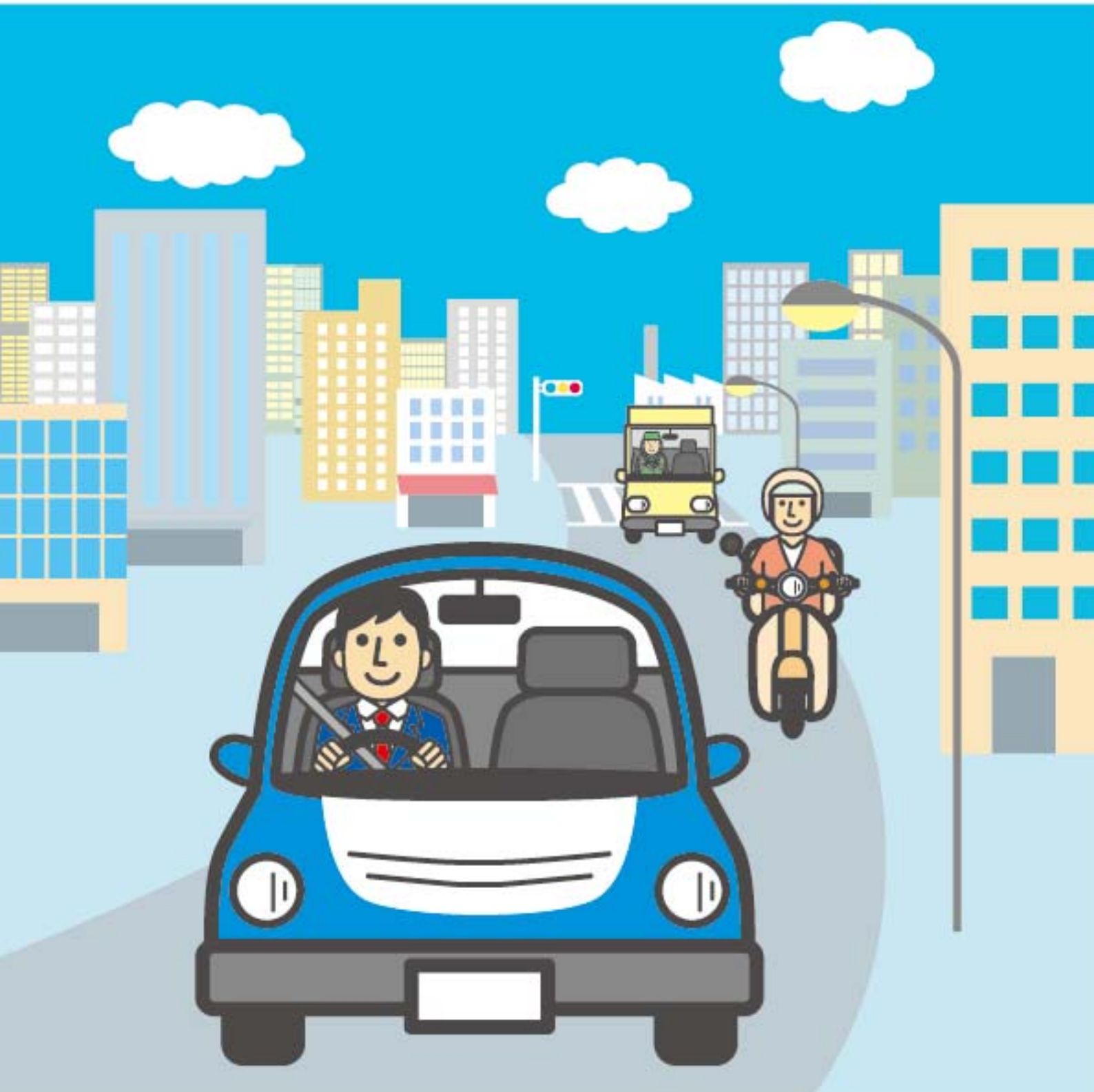
Sompo Japan
Nipponkoa

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、
損保ジャパンと日本興亜損保が
2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

Standard & General automobile insurance Policy

SGP

一般自動車保険



INDEX

「SGP」の3つの特長 P 1～6

「SGP」の補償とサービス

- 相手人 相手お車・物 への賠償 ... P 7・8
- ご自身人 の補償 P 9・10
- ご自身お車・物 の補償 P 11・12
- ロードアシスタンス P 13・14

主な特約— 相手お車・物 への賠償 ... P 15

主な特約— ご自身人 の補償 P 16

主な特約— ご自身お車・物 の補償 ... P 17

主な特約— その他 の補償 P 18・19

補償内容のチェックポイント P 20

ご契約条件の設定・
 各種割引制度のご説明 P 21～25

ご契約のお手続き P 26～28

もしも事故にあわれたら... P 29

「SGP」の主な補償内容 P 30～33

損保ジャパン日本興亜独自の
 保険証券/インターネットサービス... P 33

用語のご説明 P 34

環境を考えるあなたと損保ジャパン日本興亜の
 取り組みです。

Web 約款 のご利用をおすすめします!

ペーパーレスによる環境保護を促進するため、「ご契約のしおり(約款)」の送付を省略し、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト上で閲覧できる「Web約款」を積極的にご提案させていただいております。

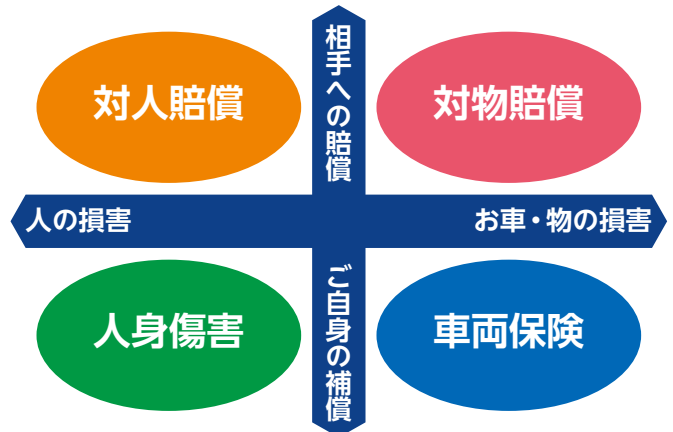
また、「ご契約のしおり(約款)」に加え、保険証券(または保険契約継続証)の送付を省略する「Web証券」もご利用しております。

詳しくはP 33

特長 1

充実の 補償内容

4つの基本補償



選べるオプション

お客さまを取り巻くリスクにあわせた
 補償で、お客さまをお守りします。

<相手のお車・物の損害への賠償>

- 対物全損時修理差額費用特約

<ご自身、人の補償>

- 人身傷害車外事故特約
- 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約

<ご自身のお車・物の損害への補償>

- 車両新価特約
- 車両全損修理時特約
- 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約
- 事故・故障時代車費用特約

<その他の補償>

- ファミリーバイク特約
- 弁護士費用特約
- 個人賠償責任特約
- 車両積載動産特約

詳しくはP 3・4

に対応する総合型自動車保険です。

の事故・故障対応「安心のサービス」でお客さまをお守りします。

24時間
365日

特長②

万全の 事故・故障対応

事故対応

24時間365日対応で不安を解消!

事故対応窓口『事故サポートセンター』では、平日夜間や土日祝日も、事故の際にお客さまが必要とする初動対応をすばやく行います。



ロードアシスタンス

すべてのご契約で利用可能!

ご契約の自動車に事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーけん引や応急処置などのロードアシスタンスを24時間365日スピーディーにご提供します!

詳しくはP⑤

特長③

安心の サービス

ドライバーの安全運転をサポート!

Safety Sight

— セーフティサイト —

Safetyマイル

— セーフティマイル —

ご家族のご契約などの管理をサポート!

ほけんアプリ

カーライフなど身近なトラブル解決をサポート!

トラブルCh

さらに

企業の事故防止活動をサポート!

自動車事故防止支援サービス

企業の皆さまと自動車事故防止活動を推進するための各種サービス・ツールをご提供します!

■「自動車事故削減プログラム (FLP)」

■各種サービス・ツールのご提供

詳しくはP⑥

もちろん



補償のプランニングから事故・故障時の対応、各種お手続きまで、**損保ジャパン日本興亜の代理店が“顔の見えるサポート”**でお客さまをお守りします!

特長 1

「充実の補償内容」でお客さまをお守りします！

対人賠償

相手のケガは大丈夫だろうか？



対物賠償

相手の自動車も壊れた。修理にかなりお金がかかりそうだ。



運転しているときに
もしも事故にあったら？

人身傷害

自分も家族もケガをした。万全の治療を受けたいけれど治療費が…



車両保険

自分の自動車の修理費まで、手が回らないよ。



基本補償

「SGP」の対象自動車、対象契約および記名被保険者は次のとおりです。

- 対象自動車：すべての用途車種
- 対象契約：ノンフリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約）
フリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が10台以上のご契約）
- 記名被保険者（ご契約の自動車を主に使用される方）：個人・法人

SGP 補償の全体像

4つの基本補償と安心の特約ラインナップ

「SGP」は、相手への補償はもちろん、お客さまご自身の補償も充実しています。

対人賠償

自動車事故により他人を死傷させ、
法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



相手への賠償

対物賠償

自動車事故により他人の財物に損害を与え、
法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



詳しくはP15

さらに安心を特約で
プラスできます。

- 対物全損時修理差額費用特約

人の損害

お車・物の損害

人身傷害

ご契約の自動車に搭乗中の事故による治療費・
休業損害・精神的損害などの損害をお客さまの過失分も
含めて補償



詳しくはP9

- 人身傷害車外事故特約

さらに安心を特約で
プラスできます。

詳しくはP16

- 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約

ご自身の補償

車両保険

自動車が事故により損傷した場合にかかる修理費を補償



詳しくはP17

さらに安心を特約で
プラスできます。

- 車両新価特約
- 車両全損修理時特約
- 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

ロードアシスタンス

自動車の走行不能時のレッカーけん引や応急処置に対応

詳しくはP14

さらに安心を特約で
プラスできます。

- 事故・故障時代車費用特約

自動セット

他車運転特約

詳しくはP18

友人から借りた自動車で事故にあった！
友人の保険は使いたくない…

安心更新サポート特約

詳しくはP28

万が一の契約手続きもれが心配…

オプション

ファミリーバイク特約

詳しくはP18

原動機付自転車に乗っているときも補償してほしい！

弁護士費用特約

詳しくはP18

被害事故の解決のため、弁護士に依頼したいけど、
その費用が心配…

個人賠償責任特約

詳しくはP19

自転車で行中、歩行者にぶつかり
ケガをさせてしまった！

車両積載動産特約

詳しくはP19

事故によって、自動車に積んでいた荷物が
破損してしまった！

特長 ②

「万全の事故・故障対応」でお客さまをお守りします!

事故対応

24時間365日途切れることのない安心

意外と多い休日や夜間の事故。その時でも損保ジャパン日本興亜は安心をお届けします!



事故サポートセンター 0120-256-110 24時間365日事故受付・夜間休日の初動

●おかけ間違いにご注意ください。

夜間・休日の事故サポート・サービス

事故の一概は、お客さまからのSOS。事故対応窓口『事故サポートセンター』では、平日夜間や土日祝日もお電話1本で、お客さまが必要とするサービスをすばやくご提供します。

お客さまへのサポート・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故受付 ● お支払いの対象となる保険金の説明 ● タクシーの手配 ● 宿泊の手配 ● 代車の手配 ● 病院への連絡 ● 修理工場のご紹介 ● 修理工場への連絡
相手へのサポート・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故受付の連絡 ● 代車の手配 ● 病院への連絡 ● 修理工場への連絡

- ご注意**
1. 平日夜間・土日祝日以外は、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課が上記サポート・サービスを実施します。
 2. ご契約内容によって、対応可能なサポート・サービスが異なります。
 3. サポート・サービスの内容は、お客さまに事前のご案内なく変更となる場合があります。
 4. ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

現在地確認サービス

スマートフォン・携帯電話より専用のサイトにアクセスして現在地を確認することができます。

- ご注意** GPS非対応機種およびGPS機能をオフにしている場合、現在地を表示できません。また、状況によって表示できない場合や誤差が生じる場合があります。

ここから
アクセス
できます!



ロードアシスタンス

24時間365日事故・故障・トラブル時も安心

すべてのご契約でご利用いただける高品質のロードアシスタンスをご提供します!

(注) フリート契約の場合は対象外とすることができます。



ロードアシスタンス専用デスク 0120-365-110 24時間365日受付・対応

●おかけ間違いにご注意ください。

1. レッカーけん引 **クレーン作業も対象!**

修理工場などヘリッカーけん引(クレーン作業を含みます。)を行います(下記応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度*とします。)



※ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン日本興亜の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(限度額15万円は適用しません。)

3. 燃料切れ時の給油サービス

燃料切れで走行不能となった場合に燃料をお届けします。

- ご注意** 1保険年度につき1回限り、最大10リットルまで無料となります。



2. 応急処置

現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。



さらに

JAF会員のお客さまには、『JAF+損保ジャパン日本興亜のロードアシスタンス』の充実したサポートをご提供します!

詳しくはP(13)・(14)



見知らぬ場所でトラブルにあった時に「かけつけGPS」がロードアシスタンスをもっと便利にします!

お客さま位置情報送信サービス

GPS機能を利用して、お客さまの位置情報を電話発信と同時にロードアシスタンス専用デスクに送信します!

レッカー車現在地確認サービス

ロードアシスタンス専用デスクから受信したSMSのURLにアクセスすると、レッカー車の現在地が確認できます!

スマートフォン・携帯電話から利用可能!

- ご注意**
1. 「お客さま位置情報送信サービス」のご利用に際し、GPS非対応機種およびGPS機能をオフにしている場合、現在地を表示できません。また、状況によって表示できない場合や誤差が生じる場合があります。
 2. レッカー車によっては、「レッカー車現在地確認サービス」をご利用いただけない場合があります。

ここから
アクセス
できます!



特長 ③

「安心のサービス」でお客さまをお守りします!

事故が起こったときにお客さまのお役に立てるのが自動車保険。でも、お客さまが事故にあわないために、そして、事故のないお客さまにも末長く安心して損保ジャパン日本興亜の自動車保険をご契約いただけるよう、すべてのお客さまへ便利なサービスや無料のスマートフォンアプリをご提供しています。

Safety Sight セーフティサイト

安全運転をサポートするアプリ!



ドライバーをサポートする主な7つの機能

- 機能1 「前方車両接近アラート・前方車両発進お知らせ」**
前方車両の接近や発進検知時に、音と声でお知らせします。
- 機能2 「安全運転診断」**
実際の運転をモニターして安全運転診断を実施します。
- 機能3 「ドライブレコーダー」**
急ブレーキや衝突などの衝撃を感知した際に、前方映像を自動的に録画します。
- 機能4 「走行履歴」**
走行ルートや急操作地点を地図上に表示します。
- 機能5 「トラブル解決術」**
お車のトラブルの対処法を専門家がアドバイスします。
- 機能6 「緊急連絡先」**
損保ジャパン日本興亜の事故受付などの連絡先、警察や救急の緊急連絡先を掲載しています。
- 機能7 「交通標語通知」**
音声で安全運転を呼びかけます。

ご注意 1. ご利用にはスマートフォンをダッシュボードなどに固定する設置ホルダー(クレイドル)が必要です。また、設置の際は、エアバッグの作動や、運転の妨げにならない場所へしっかり固定してください。
2. 本アプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。 3. 詳しい利用方法などはアプリの説明画面をご確認ください。

Safetyマイル セーフティマイル

安全運転・防災・トラブル予防アプリ!

安全運転、防災やトラブル予防でマイル(ポイント)が貯まる! 貯めたマイルで応募すると、抽選でプレゼントが当たる!



STEP1 マイルの貯め方

安全運転・防災・トラブル予防▶マイルが貯まる

- アプリの起動 ●災害情報の受信 ●安全運転診断*
- チェックイン&トラブルクイズに回答 など

*安全運転診断のご利用には「Safety Sight」(別アプリ)のダウンロードが必要です。

STEP2 貯めたマイルで応募しよう!

貯まったマイルで、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンに応募できます。

<プレゼント例>

- タブレット ●図書カード ●カタログギフト

ほけんアプリ

「いつも」と「もしも」の家族の安心!

4つの機能で、お客さまご自身・ご家族に安心をお届けします。



- 機能1 「代理店への連絡」**
ご登録いただいた代理店の連絡先がすぐに確認できます!
- 機能2 「事故・トラブル連絡」**
損保ジャパン日本興亜の事故受付や各種アシスタンスサービスの窓口へ簡単に連絡できます!
- 機能3 「契約一覧」**
損保ジャパン日本興亜や他社のご契約をご登録いただくことで、ご家族の保険契約を一元管理できます!
- 機能4 「満期管理」**
登録したご契約情報から満期約1か月前にプッシュ通知でお知らせします。

ご注意 マイページ(詳しくはP⑤)をご利用の場合、代理店情報や契約情報を自動で登録できますので、より便利にお使いいただけます。

トラブル Ch

万が一に備える便利な機能を多数搭載!



カーライフなどのトラブル解決をお手伝いする便利な機能や情報を多数搭載した、スマートフォンアプリです。

例えば...

- ◆「トラブル解決術」...万が一に頼れる専門家のアドバイス!
カーライフや、海外旅行、生活・趣味のテーマについて、各分野の専門家によるトラブル解決術をご紹介します。

無料アプリ!
ダウンロード方法

ご契約の有無に
関わらず利用OK!

App Store,またはGoogle Playで
検索してください。



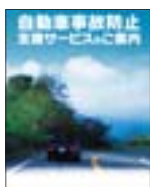
損保ジャパン日本興亜

(注1) アプリの詳細(ご利用環境・対象機種など)はダウンロードサイトでご確認ください。
(注2) お使いのスマートフォンの取扱説明書、アプリの使用上の注意・利用規約を確認のうえ、ご利用ください。また、一部機種によってはご利用いただけない場合があります。

ご注意 画面はイメージです。また、サービスの内容などは変更となる場合があります。

自動車事故防止支援サービス

企業の事故防止活動をサポート!



自動車事故削減プログラム (FLP※)

事故防止に取り組む企業の皆さまに、事故防止体制を確立するための総合的なプログラムをご提供します。

※「Fleet Loss prevention Program」の略です。

各種サービス・ツールのご提供

アンケート式運転適性診断など、お客さまの事故防止活動のさまざまな場面で活用いただける多様なツール・サービスをご用意しています。

対人賠償

対物賠償

相手 人 への賠償

人身傷害

車両保険

対人賠償責任保険

事故への備えは万全に、安心の補償を!

他人にケガをさせてしまった場合は、時として高額の医療費、後遺障害による介護費用などが生じ、当事者に想像以上の大きな損害をもたらすことがあります。

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用^{※1}などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。^{※2}

^{※1} 損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限ります。

^{※2} 「対人臨時費用対象外特約」が付帯されたご契約を除きます。

ご注意 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。

まかせて安心 示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けします。

実際にこのような事故が発生しています。

車線変更中の乗用車が、歩道寄りのバイクに接触し、バイク運転者(29歳男性・会社員)に後遺障害を負わせた。

認定損害額
3億8,281万円



(出典:日本の損害保険 ファクトブック2013)

なぜこんなに高額になるの?

自動車事故による「人」への賠償は、治療費などの実費、逸失利益、精神的損害、将来の介護料などが想定されます。特に後遺障害、死亡の場合は、逸失利益や精神的損害などが高額となる可能性があります。

治療費などの実費



事故により実際にかかった費用
(治療費、通院交通費、葬儀費用など)

逸失利益



事故にあわなければ得ていたであろう将来の収入

精神的損害



慰謝料

将来の介護料



後遺障害により将来かかるであろう費用



万が一に備えて、対人賠償責任保険は安心の「保険金額無制限」をおすすめします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
 - 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
 - ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
 - 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
 - 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ① 記名被保険者
 - ② ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま
 - ③ 被保険者のご父母、配偶者またはお子さま
 - ④ 被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人(被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合に限りです。)
- ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。

対人賠償

対物賠償

相手 お車・物 への賠償

人身傷害

車両保険

対物賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

他人の自動車や物を壊してしまった場合は、修理費などへの高額な賠償による損害で多大な出費を余儀なくされることもあります。

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※などもお支払いします。

※損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限ります。

- ご注意**
- 次の事故については、保険金額が10億円を超える場合(「無制限」の場合を含みます。)であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。
 - 「ご契約の自動車」または「ご契約の自動車がけん引中の自動車」に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいによる事故
 - 航空機に対する事故
 - 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。
 - 自己負担額を設定された場合は、法律上の損害賠償責任の額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。

まかせて安心
示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けします。

実際にこのような事故が発生しています。

高額損害事例

対向車と衝突後、
店舗に飛び込む。

認定損害額
1億3,580万円



電車と接触して脱線させ、
家屋を損壊させる。

認定損害額
1億2,037万円



(出典:日本の損害保険 ファクトブック2013)

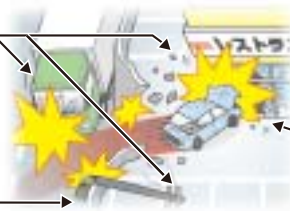
ご存知ですか? 事故の「直接損害」と「間接損害」

乗用車が直線道路を走行中、前方から来たトラックと衝突。その後、付近の電柱、駐車場の壁、飲食店に衝突。その場合は、右記のような直接損害、間接損害が発生します。

電柱・店舗・トラックの
修理費
(直接損害)

駐車場の壁の
修理費
(直接損害)

店舗の休業損害
(間接損害)



万が一に備えて、対物賠償責任保険は 安心の「保険金額無制限」をおすすめします。

もっと
安心

◆対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われない。修理費が時価額を超えてしまったときが心配。そんなときには… **対物全損時修理差額費用特約** をおすすめします。(詳しくはP15)

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま
 - ③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま

など

対人賠償

対物賠償

ご自身 人の補償

人身傷害

車両保険

人身傷害保険

万が一のケガにも安心の補償を!

お客さまご自身、ご家族、ご契約の自動車に搭乗されている方が事故でケガをされた場合は、治療費などさまざまな出費が生じます。

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故^{※1}により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、入院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金^{※2}をお支払いします。

※1 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

※2 ご契約時に10万円または20万円をお選びいただけます。

- ご注意**
1. 重度の後遺障害が生じた場合(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、介護が必要な状態などをいいます。)は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。
 2. 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

人身傷害車外事故特約 オプション



人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

ご注意 記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみ付帯することができます。

補償範囲

ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方		お客さまご自身およびご家族 ^{※1} の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の自動車 ^{※2} に搭乗中の事故	歩行中の自動車事故 ^{※3} および自転車を運転中の自動車事故 ^{※4}	
基本補償(搭乗中のみ)	○	× ^{※5}	○	× ^{※6}
人身傷害車外事故特約付帯	○	○	○	○

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま

※2 「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

※3 「歩行中の自動車事故」に、自動車以外の交通乗用具(自転車・電車・航空機など)との接触事故は含まれません。

※4 「自転車を運転中の自動車事故」に、自動車以外の交通事故および単独事故は含まれません。

※5 記名被保険者が個人の場合(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)は、他車運転特約または他車運転特約(二輪・原付)により補償の対象となることがあります。ただし、「他の自動車」が次の自動車で、運転中の場合に限ります。(詳しくはP.32)

- ・ご契約の自動車が自家用8車種の場合は、自家用8車種の自動車
- ・ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、二輪自動車・原動機付自転車

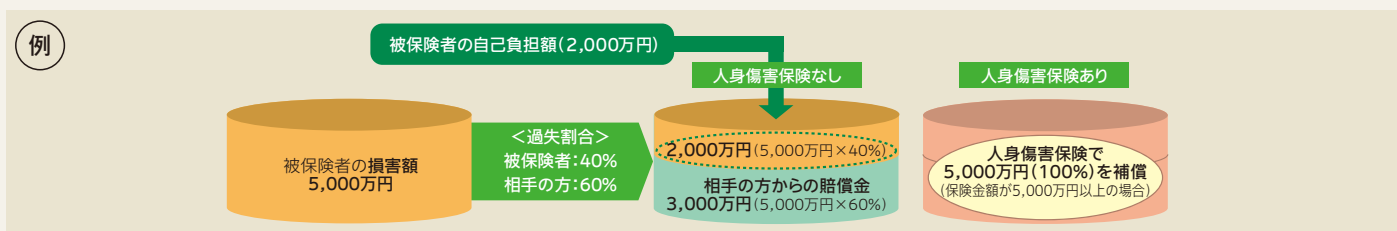
※6 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。

「お客さまご自身およびご家族」



! 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、人身傷害車外事故特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。(詳しくはP.20)

被保険者の過失にかかわらず、損害額をまとめて補償します。




損保ジャパン日本興亜のお支払いする基準により、示談の結果を待たずに損害額全額をお受け取りいただくことが可能です。




- ご注意**
1. 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。
 2. 相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

お支払いする保険金


治療費などの実費




逸失利益



精神的損害



将来の介護料



入院・通院された場合	治療費などの実費	+	休業損害 働けない間の収入	+	精神的損害	など
後遺障害を被られた場合	治療費などの実費	+	逸失利益 労働能力を喪失した ことにより失った将来の収入	+	精神的損害	将来の介護料 など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	+	逸失利益 お亡くなりになった ことにより失った将来の収入	+	精神的損害	葬儀費用 など

入院定額給付金



入院日数が
5日以上となった場合、
あらかじめ
お選びいただいた金額
(10万円または20万円)
をお支払いします。

ご注意 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。下表を参考に補償される保険金額をお決めください。

■年齢別の平均的な損害額目安 (注)下表は有職者(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	有	7,500万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
30	有	8,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億3,500万円
40	有	8,000万円	1億3,000万円
	無	6,000万円	1億3,000万円
50	有	7,000万円	1億1,000万円
	無	5,000万円	1億1,000万円
60	有	5,000万円	8,500万円
	無	4,000万円	8,500万円
70	有	2,500万円	3,500万円
	無	2,000万円	3,500万円



お客さま一人ひとりに合った必要補償額をおすすめします。

もっと
安心

◆万が一の時の補償を手厚くしたい。
そんなときには… 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 をおすすめします。(詳しくはP16)

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- 被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害
- 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害についてその方の受け取るべき金額部分
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた傷害
- 自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害
- 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた傷害

など

対人賠償

対物賠償

ご自身 お車・物 の補償

人身傷害

車両保険

車両保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

事故などによるご契約の自動車の損害は想像以上に高額となります。

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事故例	他の自動車との衝突	盗難	火災・台風など				単独事故			あて逃げ
			火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	
一般条件	○	○※4	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車・限定危険※1	○※3	○※5	○	○	○	○	×	×	×	×
限定危険※2	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×

※1 「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。なお、ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車など一部のご契約には付帯できません。

※2 「車両限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。なお、ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車など一部のご契約には付帯できません。

※3 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。

※4 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合、または「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

※5 「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

ご注意 車両保険では地震・噴火・津波による損害は補償されません。「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP17)

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が 車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 1. 車両保険金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両保険金額とみなして保険金をお支払いします。

2. ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の美費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、運搬費用および応急処置費用について、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合はお支払いの対象外となります。

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

全損時諸費用再取得時倍額特約 オプション



ご契約の自動車が全損となった場合で、代替自動車を取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額※にしてお支払いする特約です。

※車両保険金額の20%(40万円限度)をお支払いします。

ご契約方法

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の車両保険金額および自己負担額をお決めいただきます。

1

車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、車両保険金額を5万円単位でお決めいただきます。(ご契約の自動車が原動機付自転車・農耕作業用自動車の場合は、1万円単位でお決めいただきます。)

2

自己負担額

車両保険の自己負担額を右表の中からお選びいただきます※1。

定額方式	増額方式
(車両事故回数にかかわらず)	(車両事故1回目) (車両事故2回目以降)
0万円	0万円 - 10万円
5万円※2	5万円 - 10万円
10万円	
など	

※1 フリート契約は定額方式のみとなります。

また、ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合など一部のご契約では、0万円や増額方式をお選びいただけられないことがあります。

※2 フリート契約は「車対車自己負担なし特約」もご用意しています。

車両保険の自己負担額を5万円に設定したご契約の場合でも、相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険金をお支払いするときは、自己負担額をなしとする特約です。

ご注意 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

無過失車対車事故の特則

相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、損保ジャパン日本興亜と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパン日本興亜が判断した場合
- 事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

ご注意 1. 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限ります。
2. 次の特約の保険金をお支払いする場合は、この特則の対象外です。
・車両新価特約 ・車両全損修理時特約 ・全損時諸費用再取得時倍額特約 ・車両積載動産特約 ・休車費用特約



なぜ車両保険は大事ななの？

次の①から③はご契約タイプが「一般条件」、「車対車・限定危険」、「限定危険」のいずれの場合も補償されます。

理由その① 物の飛来・落下事故

～突然、ガラスにひびが！～

相手に損害賠償を請求することは、困難です。

一般的に、相手の故意または無謀運転などによって物が飛ばされてきたことを立証しない限り損害賠償を請求できません。



だから、車両保険が必要です！

相手に損害賠償を請求できない場合でも、車両保険を適用したご契約であれば安心です。

理由その② 台風・洪水

～「まさか、そんなことが…」ではもう遅い！～

台風・洪水による水害は、自動車の修理費が高額になる損害です。

台風・洪水による水害事故も車両保険の補償の対象となります。



今や車両保険は必要な補償です！

修理費が高額でも車両保険を適用したご契約であれば安心です。

理由その③ 落書・いたずら

～狙われているあなたの自動車！～

大事な愛車にいたずらをした相手を探すのは大変です。

落書・いたずらをされた自動車を修理するのも想像以上に高額となる場合があります。



でも、車両保険があれば安心です！

大事な愛車を車両保険で修理できます。



万が一に備えて、車両保険をおすすめします。

もっと安心

◆ご契約の自動車が修理中！ その間レンタカーを借りたい。

そんなときには… **事故・故障時代車費用特約** をおすすめします。(詳しくはP14)

もっと安心

◆事故で新車が大破！ 買い替えて、また新車に乗りたい。

そんなときには… **車両新価特約** をおすすめします。(詳しくはP17)

もっと安心

◆事故で修理費が高額！ だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい。

そんなときには… **車両全損修理時特約** をおすすめします。(詳しくはP17)

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- 差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗
- 故障損害
- 付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。)
- タイヤ単独の損害(火災・盗難を除きます。)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により生じた損害
- 二輪自動車、原動機付自転車の盗難(鍵の盗難を含みます。)による損害

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は…

ロードアシスタンス すべてのご契約が対象となります。

(注) フリート契約の場合は対象外とすることができます。

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。

ロードアシスタンス専用デスク

365日 110番
0120-365-110

ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

- 24時間365日ご利用いただけます。● 携帯電話・PHSなどからもご利用いただけます。● おかけ間違いにご注意ください。
- ロードアシスタンス専用デスクのご連絡先は保険証券(または保険契約継続証)でご確認いただけます。

レッカーけん引

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、現場に急行し、レッカーによるけん引を行います。

- ◆ ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン日本興亜の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(右記限度額15万円は適用しません。)
- ◆ 15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約180km(基本料金・作業料金1時間程度を含みます。)となります(ロードアシスタンス業者、車種により異なる場合があります。)

**1事故につき
15万円限度**

応急処置 30分程度

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、現場に急行し、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)
	キー閉じこみ時の鍵開け(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。)
	パンク時のスペアタイヤ交換※2
	溝に落輪した場合の引上げ(クレーン作業を含みます。)

ご注意 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。

ご注意
レッカーけん引費用、応急処置費用合計での限度額となります。

燃料切れ時の給油サービス

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能※1となった場合に、燃料をお届けします。

- ご注意**
1. 1保険年度につき1回限り対象となります(JAF会員の場合は、1保険年度につき2回まで対象となります。)
 2. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。
 3. 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。
 4. ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車などの場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を行います(最大30kmまでとなります。)

**1回につき
最大10リットルまで無料**

※1 「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。
 ※2 パンク時にスペアタイヤを保持されていない場合は、ご契約の自動車に積載されているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置などを行います。

ご注意 ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。特約の詳細については、P.61をご参照ください。

- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合は、ご契約内容の確認を実施のうえ、ロードアシスタンスを原則キャッシュレスにてご利用いただけます。
- ロードアシスタンスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、後日、超過分の費用についてお客さまにご請求させていただきます。
- ロードアシスタンスを利用されても、次年度以降の等級および事故有係数適用期間またはフリート割増率に影響しません。
- 借りたお車やファミリーバイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約の自動車以外の自動車での事故、故障またはトラブルはロードアシスタンスの対象外です。

- #### ロードアシスタンスの対象とならない主な場合
- お客さまの故意または重大な過失による事故、故障またはトラブル
 - 違法改造車、無免許運転、酒気を帯びた状態での運転など法令に違反している場合
 - 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する場合
 - 競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用している場合、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用している場合
 - 車検切れ・廃車目的の車両の場合
 - 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れの場合
 - 燃料切れ時に、ロードアシスタンス専用デスクへ事前にご連絡がなく、お客さまご自身で調達された場合の費用
 - 雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合
 - チェーン着脱作業費用
 - 部品代(鍵の再作成費用を含みます。)、消耗品代、事故、故障またはトラブル以外での点検費用、JAF入会金・年会費など(JAF会員の場合、部品代、消耗品代は1保険年度につき1回限り、4,000円限度で補償。)
 - 修理工場から他の場所(別の修理工場など)へのレッカーけん引費用
 - パンク修理費用(出勤費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。)

- お客さまの都合による車両保管費用
 - お客さまの都合により、ロードアシスタンス業者が現場で待機した費用
 - 鍵紛失時のレッカーけん引費用および鍵開け費用
- など

- #### ご利用にあたっての注意事項
- 気象状態や交通事情などによってはロードアシスタンス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
 - 一部離島やロードアシスタンス業者の立入りが困難な場所は、対応ができない場合があります。
 - けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応ができないことがあります。
 - サービス提供ができない場合であっても、ロードアシスタンス特約で補償の対象となるときは、特約の保険金をお支払いすることがあります。
 - 損保ジャパン日本興亜はロードアシスタンスの運営を株式会社プライムアシスタンスへ委託しています。
 - 詳しくはロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

JAF会員の皆さまには『JAF+損保ジャパン日本興亜のロードアシスタンス』の充実したサポートをご提供します!

ロードアシスタンスの内容	JAF会員※1のお客さま	JAF非会員のお客さま
事故、故障またはトラブル時のレッカーけん引	15万円限度※2	15万円限度※2
応急処置の際の部品代、消耗品代※3	4,000円限度 (1保険年度につき1回)	×
バッテリー上がり時のジャンピング	○	○
キー閉じこみ時の鍵開け	○	○
パンク時のスペアタイヤ交換	○	○
溝に落輪した場合の引上げ (クレーン作業を含みます。)	○	○
パンク修理	○	×
雪道、泥道、砂浜などのため 走行が困難な状態からの救援	○	×
タイヤチェーンの着脱	○	×
燃料切れ時の給油サービス※3 (最大10リットルまで)	○ (1保険年度につき2回)	○ (1保険年度につき1回)

JAFで提供しているサービス

※1 JAF会員としてのサービスを受ける場合には、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただく必要があります。また、ロードアシスタンスをご利用の際にJAF会員証のご提示が必要となります(運転者または同乗者の方がJAF会員である場合に限り)。JAF会員としてのサービスを受けられなかった場合は、JAF非会員として取り扱いします。
 ※2 レッカーけん引費用、応急処置費用合計での限度額となります。ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン日本興亜の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(限度額15万円は適用しません)。
 ※3 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

🔧 ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい そんなときには…

事故・故障時代車費用特約 **オプション** **個** **法**

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合※1、または事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合※2に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。

※1 ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる場合に限り。

※2 車両保険のお支払いの対象となる場合に限り。

ご注意 お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。



ご安心ください!



損保ジャパン日本興亜のロードアシスタンスなら、急なトラブルにも対応できます。

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

主な特約

相手 お車・物 への賠償

対物賠償責任保険では、事故で相手自動車の修理費が時価額を超えた場合でも、保険金は相手自動車の時価額までしか支払われないので心配 **そんなときには…**

対物全損時修理差額費用特約 **オプション** **個** **法**

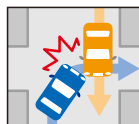
対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費^{*}が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した「差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額」について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

^{*}「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

- ご注意**
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に相手自動車が修理された場合に限りです。
 2. 相手自動車の車両保険などから支払われる保険金によって、時価額を超える修理費が補償される場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。
ただし、相手自動車の車両保険などから支払われる保険金で補償されない修理費差額がある場合は、この差額部分に対してこの特約を適用します。



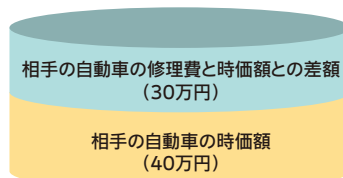
例



交差点で自動車と衝突。相手の自動車は全損と認定されました。
対物賠償責任保険では相手の自動車の時価額までしか補償できません。
相手は自動車の修理をしないと要求しています。
(相手の自動車の車両保険は適用されていません。)

- 相手の自動車の修理費 = 70万円
- 相手の自動車の時価額 = 40万円
- お客さまの過失割合: 相手の過失割合 = 80:20

相手の自動車の時価額 = 40万円 < 修理費 = 70万円



相手の自動車の修理費(70万円)

対物賠償保険金は
 $40万円 \times 80\% = 32万円$
をお支払い

対物賠償保険金とは別にこの特約から
 $30万円 \times 80\% = 24万円$
をお支払い

合計 **56万円** をお支払い

自動セット ご契約の内容により必ず付帯されます。

オプション お客様のご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

主な特約 **ご自身** **人** の補償

無保険車傷害特約 **自動セット** **個** **法**

保険を契約していない自動車との事故などで亡くなられたり、後遺障害が生じたりした場合で、相手の方から十分な補償を受けられないときに、被保険者1名ごとに、その損害額などについて保険金をお支払いする特約です。なお、相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

- ご注意**
1. 保険金額は「無制限」とします。
 2. 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
 3. 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。
 4. 人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。
 5. 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
 6. 記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。



自損事故傷害特約 **自動セット** **個** **法**

自損事故（電柱との衝突など）で、ご契約の自動車の所有者、運転者、搭乗中の方が亡くなられたり、ケガをされたりした場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被保険者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害保険が適用されている場合を除きます（この特約の補償の対象となる事故については、人身傷害保険から保険金をお支払いします。）。
 2. 死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金および介護費用保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。
 3. 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
 4. 記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。



👉 万が一の時の補償を手厚くしたい **そんなときには…**

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約 **オプション** **個** **法**

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
 2. 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
 3. 搭乗者傷害特約（日額払）を付帯した契約には、この特約を付帯することはできません。



搭乗者傷害特約（一時金払） **オプション** **個** **法**

ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故*により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。

*ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

- 入通院日数が1日から4日の場合：ケガの内容にかかわらず1万円
- 入通院日数が5日以上の場合：ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円

- ご注意**
1. 死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。
 2. 同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に応じた医療保険金のうち、最も高い金額をお支払いします。
 3. 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
 4. この特約を付帯する場合は、人身傷害保険を適用することはできません。

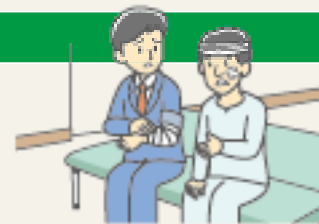


搭乗者傷害特約（日額払） **オプション** **個** **法**

ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故*により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの入通院治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。

*ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

- ご注意**
1. 死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。
 2. 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
 3. この特約を付帯する場合は、人身傷害保険の入通院定額給付金はお支払いしません（「人身傷害入通院定額給付金対象外特約」が付帯されます。）。
 4. この特約を付帯する場合は、人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約を付帯することはできません。



オプション お客さまのご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

主な特約 **ご自身 お車・物** の補償

☞ 事故で新車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい そんなときには…

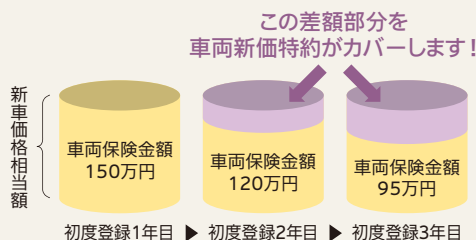
車両新価特約 **オプション 個 法**

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。

また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)をお支払いします。

※内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。

- ご注意**
1. 車両保険を適用した自家用8車種のノンフリート契約に限り付帯できます。
 2. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)
 3. リースカーを対象とするご契約にはこの特約は付帯できません。
 4. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限りです。
 5. この特約により再取得時諸費用保険金をお支払いする場合は、車両保険の全損時諸費用保険金はお支払いしません。
 6. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。
 - ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月以内であること。
 - ・満期日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して37か月以内であること。

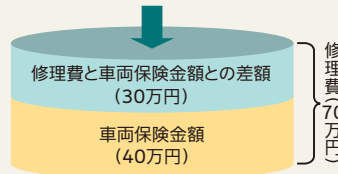


車両全損修理時特約 **オプション 個 法**

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が車両保険金額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限りです。
 2. この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。

この差額部分をお支払いします。



☞ 車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配 そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 **オプション 個 法**

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を越えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

- ご注意**
1. この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパン日本興亜に移転しません。
 2. この特約は、車両保険の種類が「一般条件」(詳しくは P11)のご契約に付帯することができます。ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。



自動セット ご契約の内容により必ず付帯されます。

オプション お客様のご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

主な特約

その他の補償

他車運転特約 **自動セット** **個**

借用中の自動車を運転中*の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

*駐車または停車中を除きます。

ご注意

1. 自家用8車種のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)に限ります。
2. 「借用中の自動車」には、次の自動車は含まれません。
 - ・記名被保険者(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車
 - ・自家用8車種以外の自動車
3. 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
4. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。
5. 記名被保険者が個人(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)の二輪自動車・原動機付自転車のご契約には、他車運転特約(二輪・原付)が必ず付帯されます。(詳しくは P21)



原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい **そんなときには…**

ファミリーバイク特約 **オプション** **個**

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中に生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。

●補償内容

- ◆ファミリーバイク特約(人身傷害型)では対人・対物賠償事故、人身傷害事故が補償されます。
- ◆ファミリーバイク特約(自損傷害型)では対人・対物賠償事故、自損傷害事故が補償されます。

ご注意

1. 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用した自家用8車種または二輪自動車のノンフリート契約に限り、付帯できます。ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約のみ付帯可能です。
2. 運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。
3. 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。
4. 借用中の原動機付自転車を使用中等の事故も補償の対象となります。



! 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、ファミリーバイク特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。(詳しくは P20)

被害事故の解決を弁護士に依頼したい **そんなときには…**

弁護士費用特約 **オプション** **個** **法**

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。

●弁護士費用保険金

1事故1被保険者につき 300万円限度

●法律相談費用保険金

1事故1被保険者につき 10万円限度

ご注意

1. 記名被保険者が個人の場合は、業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故に限り補償します。
2. 記名被保険者が法人の場合は、財物については、ご契約の自動車の被害事故およびその積載動産に対する所定の被害事故に限り補償します。
3. お支払いの対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限ります。
4. 事故の相手の方が不明である場合など、相手の方に法律上の損害賠償請求を行うことができないときは、この特約は対象外となります。



例

信号待ちで停車中に追突されました。でも、相手の方が損害賠償請求や示談交渉に応じてくれない。どうしたらいいの？



弁護士費用特約では、弁護士紹介サービスをご利用いただけます。弁護士紹介をご希望の場合は、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課へご連絡ください。損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課から日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター(LAC)へご連絡します。ただし、事故内容などにより、法律相談をお受けできないことがあります。

「弁護士費用特約」はこんなときにあなたをしっかり守ります。

! 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、弁護士費用特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。(詳しくは P20)

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

主な特約 **その他** の補償

👉 自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった! 相手の方への賠償が心配 **そんなときには…**

個人賠償責任特約 **オプション** **個**

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(自動車事故を除きます。)により、他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。また、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故に限り示談交渉サービスが付きま



- **保険金額** 日本国内で発生した事故 無制限
日本国外で発生した事故 1億円

まかせて安心
示談交渉サービス
(日本国内のみ)

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けします。

ご注意 ノンフリート契約に限り付帯できます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と同居のご親族に対する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両*または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など
*自転車など主たる原動力が人力であるものやゴルフ場敷地内におけるゴルフカートなどを除きます。

⚠️ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、個人賠償責任特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。(詳しくは P20)

👉 積んでいた荷物が事故で破損! **そんなときには…**

車両積載動産特約 **オプション** **個** **法**

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難*にあわれたときに限り補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。



※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。

- **保険金額** 1事故につき 30万円*
*記名被保険者が法人の場合は、30万円、50万円または100万円をお選びいただくことができます。

ご注意 自家用8車種のご契約に限り付帯できます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 通貨に対して生じた損害 ● 紛失によって積載中の動産に生じた損害 など

ビジネスシーンに適した安心の補償をおすすめします

- 休車費用特約
- 受託貨物賠償責任特約
- 安全運転教育費用特約
- リースカーの車両費用特約

(詳しくは P32・33)

補償内容のチェックポイント

記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

2台以上の自動車のご契約に同じ補償を付帯されている場合は、お客さまに必要な補償に合わせたご契約内容にさせていただくことにより、保険料を節約できることがあります。



<p>人身傷害保険 (詳しくはP9)</p>	<p>■ご契約の自動車に搭乗されている方</p> <p>ご契約の自動車に搭乗中の事故</p>	<p>自動車1台ごとに適用することで補償されます。</p>	<p>自動車1台ごとに適用することで補償されます。</p>	<p>自動車1台ごとに適用することで補償されます。</p>
<p>人身傷害車外事故特約 (詳しくはP9)</p>	<p>■お客さまご自身およびご家族※1の方</p> <p>歩行中・自転車などを運転中の自動車事故</p>	<p>いずれかの自動車1台に「人身傷害車外事故特約」を付帯することで補償されます※2。</p> <p>ご注意 1. 保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約に「人身傷害車外事故特約」を付帯すると車外の人身傷害事故については、お支払い限度額が合算されて補償されます。ただし、保険金額が過大である場合は保険金額を見直し、いずれか1つのご契約に「人身傷害車外事故特約」を付帯することをおすすめします。 2. 記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合も、ご契約内容の見直しをおすすめします。</p>		
<p>ファミリーバイク特約 (詳しくはP18)</p>	<p>■お客さまご自身およびご家族※1の方</p> <p>原動機付自転車を使用中の事故</p>	<p>いずれかの自動車1台に「ファミリーバイク特約」を付帯することで補償されます※2。</p> <p>ご注意 主契約の対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険(ファミリーバイク特約(人身傷害型)の場合のみ)のいずれかの保険金額が「無制限」以外で、複数のご契約にこの特約を付帯する場合は、主契約の保険金額が無制限以外の補償のお支払い限度額が合算されて補償されます。保険金額が過大である場合は、いずれか1つのご契約にこの特約を付帯するなどご契約内容の見直しをおすすめします。</p>		
<p>弁護士費用特約 (詳しくはP18)</p>	<p>■お客さまご自身およびご家族※1以外の方(友人・知人など)</p> <p>ご契約の自動車に搭乗中の被害事故</p>	<p>自動車1台ごとに付帯することで補償されます。</p>	<p>自動車1台ごとに付帯することで補償されます。</p>	<p>自動車1台ごとに付帯することで補償されます。</p>
<p>■お客さまご自身およびご家族※1の方</p> <p>ご契約の自動車に搭乗中や車外での自動車事故などの被害事故</p>	<p>いずれかの自動車1台に「弁護士費用特約」を付帯することで補償されます※2。</p> <p>ご注意 1. この特約を複数のご契約に付帯された場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。1つのご契約における弁護士費用保険金・法律相談費用保険金のお支払い限度額は、1回の被害事故につきそれぞれ300万円・10万円が限度となります。 2. 記名被保険者が法人の場合は、業務に使用のご契約の自動車およびその積載財産の被害請求に関する費用については、自動車1台ごとに付帯する必要があります。</p>			
<p>個人賠償責任特約 (詳しくはP19)</p>	<p>■お客さまご自身およびご家族※1の方</p> <p>日常生活での偶然な事故</p>	<p>いずれかの自動車1台に「個人賠償責任特約」を付帯することで補償されます※2。</p> <p>ご注意 1. 日本国外で発生した事故については、保険金額が1億円となるため、この特約を複数のご契約に付帯された場合は日本国外におけるお支払い限度額が合算されて補償されます。 2. 自動車保険または自動車保険以外の保険契約で、同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があるため、ご契約内容の見直しをおすすめします。</p>		

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
 ※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が別居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。
 また、1台目のご契約のみ特約を付帯している場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなる場合がありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。

2台以上の自動車を1保険証券でまとめてご契約いただくと、補償の重複などの見直しも簡単にでき、最適な補償内容でご契約いただけるので安心です。さらに、ご契約台数に応じて「ノンフリート多数割引」が適用されます。(詳しくは P22)

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

ご契約条件の設定・各種割引制度のご説明

「SGP」は運転する方に合わせて保険料が決まります。

運転者の限定・運転者の年齢条件 ノンフリート契約に限り設定できます。

■運転者限定特約 **個**

運転される方を限定することで、保険料を割引きます。

- ご注意**
1. 限定された運転者以外の方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
 2. ご契約の自動車の用途車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）に限り付帯できます。
 3. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

■運転者年齢条件特約 **個 法**

ご本人（記名被保険者）、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族の中で、ご契約の自動車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定してください（これらの方が個人事業主または記名被保険者が法人の場合は、業務に従事する使用人も含めて最も若い方の年齢に合わせて設定してください）。

- ご注意**
1. 上記で設定された年齢条件よりも若い方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
 2. 記名被保険者が個人の場合は、「ご本人（記名被保険者）、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族」以外の方が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます（ただし、これらのいずれかの方の業務に従事する使用人を除きます。）。

運転者限定の種類

限定する範囲	割引率
本人・配偶者限定	約7%
家族限定	約3%

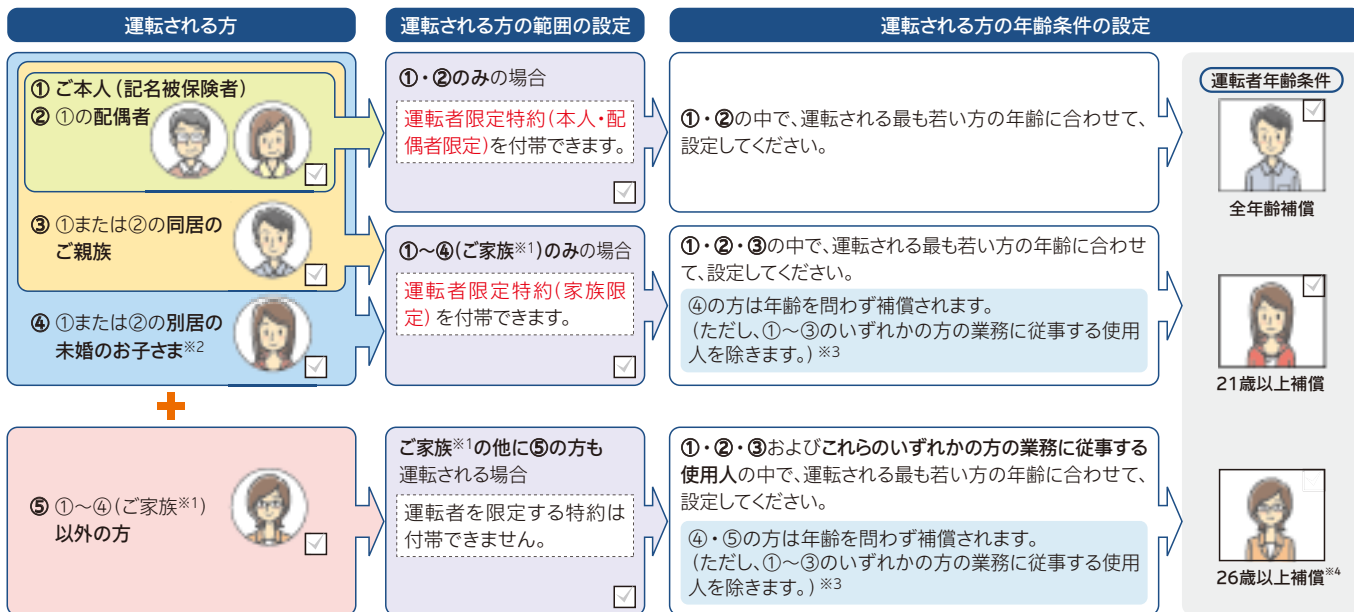
運転者年齢条件の種類

自動車の用途車種	運転者年齢条件		
自家用乗用車（普通・小型・軽四輪） ・二輪自動車	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
原動機付自転車	全年齢補償	21歳以上補償	
上記以外	年齢条件なし		

自動車を運転される方は？

次の①～⑤のうち、ご契約の自動車を【運転される方】をすべてチェック（✓）し、次に【運転される方の範囲の設定】のいずれか1つにチェック（✓）してご確認ください。

記名被保険者が個人の場合 **個**



※1 「ご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
 ※2 「別居の未婚のお子さま」とは、ご本人（記名被保険者）とその配偶者どちらも別居されている、これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
 ※3 ④・⑤の方が①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて年齢条件を設定してください。
 ※4 記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を26歳以上補償で設定された場合は、ご契約期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料を計算します。（詳しくはP④）

記名被保険者が法人の場合 **法**

ご契約の自動車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に合わせて、年齢条件を設定してください。



法人契約で法人の代表者のファミリーカーとしても使用するノンフリート契約には…

法人の代表者の方を個人被保険者に指定することができます。その場合、法人の代表者の方とそのご家族は、ご契約内容に応じて、次の補償が受けられます。

- 人身傷害車外事故特約（詳しくはP⑨）
- 他車運転特約（詳しくはP⑩）
- 他車運転特約（二輪・原付）（詳しくはP⑫）

お客様の自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

新車割引 **個 法**

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。



用途車種	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険・搭乗者傷害特約	車両保険
自家用乗用車(普通・小型)	10%割引			6%割引
自家用軽四輪乗用車	3%割引	2%割引	17%割引	1%割引

- ご注意**
- 登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。
 - ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
 - ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の始まる月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。

エコカー割引 **個 法** **3%割引**

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車※1、ハイブリッド自動車※2または圧縮天然ガス自動車(CNG車)※3で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。



- ※1 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外の自動車(自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「電気」と記載されている自動車)をいいます。
 ※2 内燃機関を有する自動車であわせて電気または蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ自動車検査証などにハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいいます。
 ※3 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であり、かつ自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「CNG」と記載されている自動車をいいます。

- ご注意**
- 登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。
 - 福祉車両割引と重ねて適用することはできません。エコカー割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。
 - ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
 - ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の始まる月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。

福祉車両割引 **個 法** **3%割引**

ご契約の自動車が「車いす移動車」などの消費税が非課税となる「福祉車両※」である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。



※消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理(平成3年6月7日厚生省告示第130号)」に規定された消費税が非課税となる自動車をいいます。

- ご注意**
- エコカー割引と重ねて適用することはできません。福祉車両割引とエコカー割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。
 - ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

ノンフリート多数割引 **個 法** **1%・3%・5%割引**

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

- ご契約者
- ご契約者の配偶者
- ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	1%
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%



- ご注意**
- 複数の保険証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
 - ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点で適用している割引が適用されます。
 - ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
 - 団体扱特約・集団扱特約を付帯した一括払のご契約には割引が適用されません。
 - 適用する割引率は、ご契約期間の初日時点の台数によります。ご契約後に台数の増減があった場合でも、ご契約期間中の割引率は変更となりません。
 - フリート契約の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

複数所有新規割引(セカンドカー割引) **個 法** **ノンフリート契約に限り適用できます。**

7(S)等級からのスタート

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約※されている方が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約になる場合で一定の条件を満たすときは、7(S)等級を適用します。



また、二輪自動車を11等級以上でご契約※されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合も同様とします。

※損保ジャパン日本興亜で契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なることがあります。

等級	割増率	年齢条件			
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外車種
7(S)		11%割増	11%割引	40%割引	39%割引

新たにご契約になる2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ下表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
<ul style="list-style-type: none"> ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族 	<ul style="list-style-type: none"> ●1台目のご契約の車両所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

フリート多数割引 **個 法** **フリート契約に限り適用できます。**

所有・使用する自動車を10台以上まとめてご契約いただくとお得です!

台数	割引率
10台以上	5%

- ご注意** ご契約者が自らを記名被保険者とし、10台以上の自動車を1保険証券でご契約いただくことが条件となります。

<全車両一括特約>

全車両一括特約とは、すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約いただく方式です。一般のフリート契約と比較して、お得で便利な内容となっています。詳しくは「フリート契約のご案内」をご確認ください。

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される等級別料率制度を採用しています。

- ご注意**
1. 継続前のご契約以前の適用等級・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、保険会社など間で確認させていただきます。なお、保険事故には、未払事故および未請求事故も含まれます。
 2. 等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。
 なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書(または契約更新確認書)、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

(1) 新たに契約される場合の等級・事故有係数適用期間と割増率

6(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率(【表1】をご参照ください。)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

11等級以上のご契約に既に加わっている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合

P24の「複数所有新規割引(セカンドカー割引)」の適用条件を満たす場合は、7(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率(【表1】をご参照ください。)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

【表1】新たにご契約される場合の割増率

等級	割増率	年齢条件			
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外車種
6(S)	割増率	28%割増	3%割増	9%割引	4%割増
7(S)	割増率	11%割増	11%割引	40%割引	39%割引

ご注意 一部の補償には、上記の割増率は適用されません。

(2) 継続して契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)の等級・事故有係数適用期間と割増率

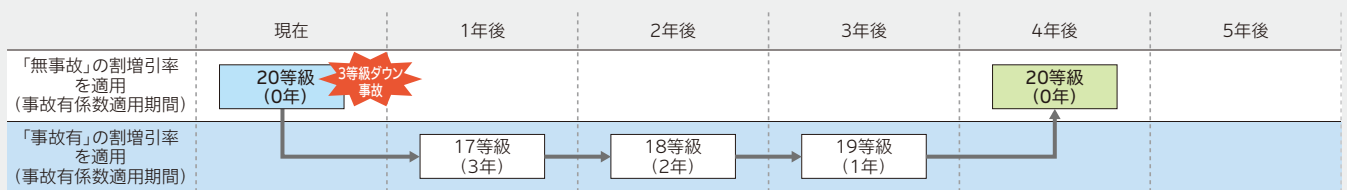
①ご契約期間が1年のご契約を継続して契約される場合

- 等級については、継続前のご契約の等級に対して、1年間無事故の場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「1」を引きます。等級別の割増率は、P24の【表2】、【表3】をご参照ください。
- 事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
 - ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
 - ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

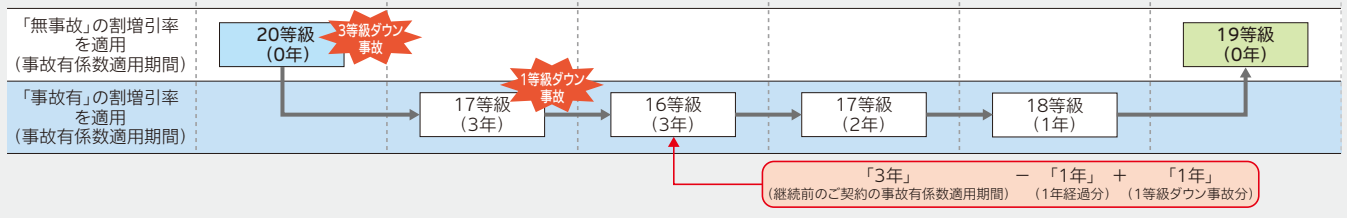
ご注意 継続前のご契約に事故有係数適用期間の適用がない場合であっても、継続契約のご契約期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた「継続前のご契約より前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があったときは、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、継続契約の事故有係数適用期間を決定します。

等級と事故有係数適用期間の例

(例1) 20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



(例2) 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年に1等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



②ご契約期間が1年を超える長期契約を継続して契約される場合

等級および事故有係数適用期間については、次の計算式をご参照ください。等級別の割増率は、P24の【表2】、【表3】をご参照ください。

等級の計算式

$$\text{継続前のご契約の等級} + \left\{ \text{継続前のご契約のご契約期間の年数} - \left(\text{3等級ダウン事故件数} + \text{1等級ダウン事故件数} \right) \right\} - \left(\text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right)$$

※継続前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約における等級すえおき事故を含みます。

- ご注意**
1. 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約(中途更改を含みます。)された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
 2. 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
 3. 上記□の式の値が0を下回る場合は、上記□の式の値を0として計算します。
 4. 継続契約の等級は、20等級を上限、1等級を下限とします。

事故有係数適用期間の計算式

$$\left(\frac{\text{継続前のご契約の事故有係数適用期間} - \text{継続前のご契約の契約期間の年数}}{\div 2} \right) + \left(\text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right) - \left(\frac{\text{継続前のご契約の契約期間の年数}}{\div 2} \right)$$

- ご注意**
1. 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約(中途更改を含みます。)された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
 2. 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
 3. 上記 [] の式の値が0を下回る場合は、上記 [] の式の値を0として計算します。
 4. 継続契約の事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とします。
 5. 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間に1未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

③ご契約期間が1年未満の短期契約(お客さまからのお申し出により解約され、ご契約期間が1年未満となった場合を含みます。)を継続して契約される場合

継続契約は継続前のご契約に適用されている等級および事故有係数適用期間と同一になります。ただし、継続前のご契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間が適用されます。等級別の割増引率は、次の【表2】、【表3】をご参照ください。

【表2】ご契約期間の初日が平成25年10月1日～平成26年9月30日のご契約の割増引率
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級	割引																			
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
「無事故」の割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
「事故有」の割増引率(%)							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- ご注意**
1. 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
 2. 継続前のご契約が損保ジャパン日本興亜からの意思表示によって解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

【表3】ご契約期間の初日が平成26年10月1日～平成27年9月30日のご契約の割増引率
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級	割引																			
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
「無事故」の割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
「事故有」の割増引率(%)							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- ご注意**
1. 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
 2. 継続前のご契約が損保ジャパン日本興亜からの意思表示によって解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

(3) 事故件数の数え方

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

ご注意 継続前のご契約のご契約期間の初日が平成26年8月31日以前の場合は、取扱いが異なることがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■1等級ダウン事故:「1等級ダウン事故」となるのは、次の①と②をともに満たす事故です。

- ① 次の事故またはその組み合わせの事故であること。 ② 事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

<p>a. 車両保険事故(リースカーの車両費用特約事故を含みます。)</p> <p>b. 車両積載動産特約事故</p> <p>c. 被けん引自動車の車両損害包括特約事故</p>	+	<p>a. 火災または爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)</p> <p>b. 盗難</p> <p>c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為</p> <p>d. 台風、竜巻、洪水または高潮</p>	<p>e. 落着・いたづらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のA～Eいずれかに該当する損害を除きます。)</p> <p>A. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害</p> <p>イ. ご契約の自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害</p> <p>ウ. 被保険者の行為によって生じた損害</p>	<p>エ. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなく生じた行為によって生じたことが明らかである損害</p> <p>f. 飛来中または落下中の他物との衝突</p> <p>g. a～fのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)</p>
--	---	---	---	---

■ノーカウント事故:「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみお支払いする事故 ・ 人身傷害保険事故 ・ 人身傷害入院時諸費用特約事故 ・ 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約事故 ・ 搭乗者傷害特約事故 ・ 無保険車傷害特約事故 ・ ロードアシスタンス特約事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロードアシスタンス宿泊移動費用特約事故 ・ ロードアシスタンス代車費用特約事故 ・ 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故 ・ 事故・故障時代車費用特約事故 ・ ファミリーバイク特約事故 ・ 弁護士費用特約事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人賠償責任特約事故 ・ 安全運転教育費用特約事故 ・ 車両保険(リースカーの車両費用特約を含みます。)の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみをお支払いする事故 ・ 普通保険約款基本条項の「無過失車対車事故の特則」の定めにより車両保険金をお支払いしなかったものとして取り扱う事故 ・ 盗難時対策費用特約事故
--	---	---

■3等級ダウン事故: 1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

(4) 等級・事故有係数適用期間についてご注意ください

①7等級～20等級の継承ができなくなる場合などについて

次のいずれかに該当する場合などは、原則として7等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

- ・ 記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族」以外の方へ変更される場合
- ・ ご契約の自動車を、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有する自動車など車両入替できない条件の自動車に変更される場合
- ・ 継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合
- ・ 継続前のご契約が損保ジャパン日本興亜からの意思表示によって解除された場合 など

ご注意 上記にかかわらず、過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、ご契約の等級が1等級～5等級または事故有係数適用期間が1年～6年となる場合は、その等級または事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

②等級・事故有係数適用期間の訂正について

ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合などは、お手続きをされたご契約の等級や事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては、保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 継続前のご契約において事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金をお支払いする責任のない事故であることが確定した場合
- ・ 継続前のご契約において連絡がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合
- ・ 継続前のご契約が解約または解除となった場合 など

ご契約の中断制度

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からのご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

- ご注意**
1. 原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から起算して13か月以内に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。
 2. 中断前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、中断前のご契約に等級すえおき事故とノーカウント事故以外の事故があるときは、中断後の新たなご契約に対して「事故有」の割増引率を適用します。

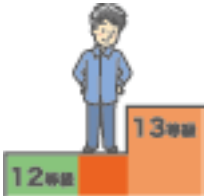


ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約*をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約(損保ジャパン日本興亜でご契約の場合に限ります。)の等級および事故有係数適用期間を決定します。

*この特則を適用しているご契約は除きます。

- ご注意**
1. 現在のご契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 2. 現在のご契約において事故が発生していない場合に限りです。
 3. 原則として、現在のご契約の解約日と新たに締結する短期契約のご契約期間の初日が同日付でない場合は、この特則は適用できません。
 4. 現在のご契約を解約し、新たにご契約いただく場合は、補償内容や保険料が変更となることがあります。
 5. 現在のご契約を損保ジャパン日本興亜でご契約の場合、現在のご契約と新たに締結する短期契約の普通保険約款が異なる場合に限りです。



ご契約期間(保険期間)

ご契約期間は原則として1年間となります。ただし、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も締結が可能です。なお、ご契約期間につきましては、保険契約申込書(または契約更新確認書)をご確認ください。

記名被保険者年齢別料率

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件でご契約された場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。1年契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用し、1年超の長期契約の場合は、「各保険年度ごとの初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

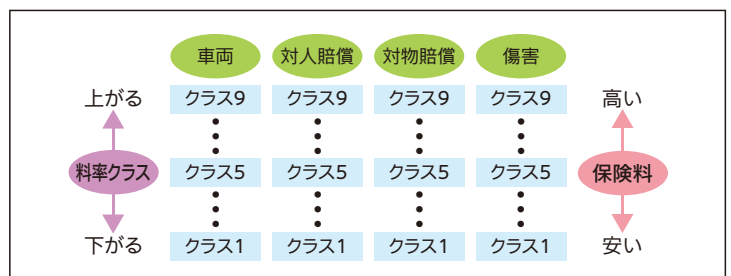
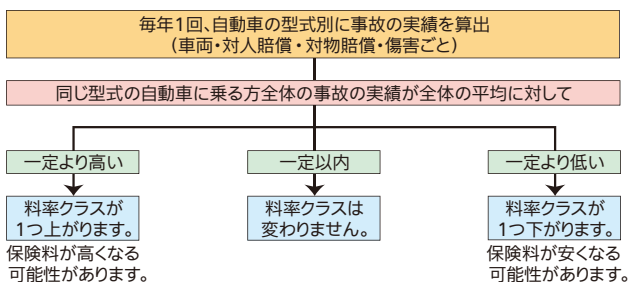
年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分	
	法人	個人
全年齢補償	-	
21歳以上補償	-	
26歳以上補償	-	29歳以下
		30歳~39歳
		40歳~49歳
		50歳~59歳
		60歳~69歳
70歳以上		
年齢条件対象外車種	-	

同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

型式別料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型)の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度(1~9クラス)」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こさず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる可能性があります。



ご契約のお手続き

ご契約手続き時に現金のご用意は不要！

保険料の払込方法

「SGP」では、ご指定いただいた方法により、後日保険料をお支払いいただきますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。

口座振替の場合



あっ！自動車保険に入らないと、でも、現金がない…



ご安心ください。ご契約手続きのみで現金のご用意は不要です。







補償が開始しているから安心してドライブに行けるぞ！



保険料は口座振替だから便利だなあ。

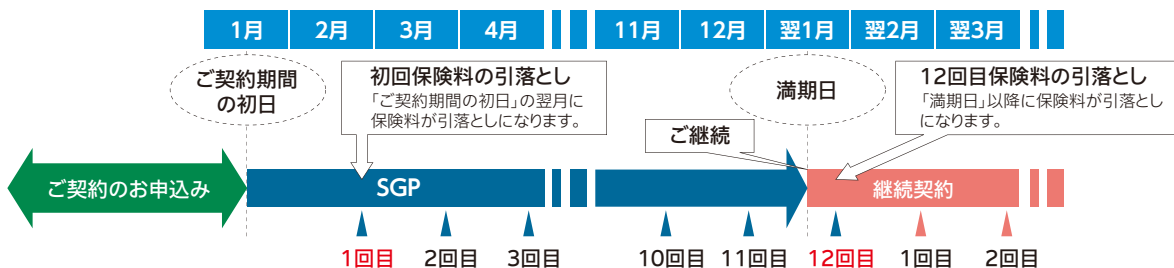
保険料につきましては、次のような払込方法があります。お客さまのご希望にそった払込方法をご選択ください。ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法		払込期日	払込回数	
			分割払	一括払
	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%割増 ^{※1} となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日 ^{※2} (分割払の場合は、以降毎月 ^{※3} の振替日)	○	○
	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法 ^{※4} です。なお、分割払の保険料は、一括払に比べて5%割増 ^{※1} となっています。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日(分割払の場合は、以降毎月 ^{※3} の末日) ^{※5}	○	○
	ご契約後、ご契約者に送付する払込票 ^{※6} を、ゆうちょ銀行(郵便局)、損保ジャパン日本興亜所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日	×	○
	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書 ^{※6} で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日	× ^{※7}	○

- ※1 一定の条件を満たすご契約の場合は、割増のない分割払でご契約できます。
- ※2 原則26日(一部の金融機関は27日となる場合があります。)となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ※3 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合で、年払でご契約いただいたときは、ご契約期間の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。
- ※4 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードに限り、ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただけない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。
- ※5 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。
- ※6 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。
- ※7 一定の条件を満たすご契約の場合は対象となります。

- ご注意** 1. お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。詳しくはP28の「団体扱・集団扱でご契約になる場合」をご参照ください。
2. それぞれの払込方法の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険料の引落としスケジュール〔分割払(口座振替)：ご契約期間の初日が1月15日の場合〕






ご注意 団体扱・集団扱契約などは引落としスケジュールが異なります。

自動車の買替えによる入替手続きなど、ご契約期間中にご契約内容の変更手続きをされる場合でも、現金をご用意いただく必要はありません。保険料は、ご指定いただいた方法により後日お支払いいただきます。

ご注意 一部、お取扱いできない場合があります。また、ご契約手続き時の払込方法によって、ご契約内容の変更手続き時にご選択いただける払込方法は異なります。

ご契約時にご注意いただきたいこと(告知事項)

告知事項について、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

<p>ご契約の自動車について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●車名 ●型式 ●初度登録年月(または初度検査年月) ●登録番号 ●車台番号 ●所有者 ●用途車種 ●使用の本拠地 ●電気自動車、ハイブリッド自動車の該当有無 ●福祉車両の該当有無 など 	
<p>記名被保険者について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●氏名 ●個人・法人の区分 ●生年月日 	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ノンフリート契約、フリート契約の区分(所有・使用する自動車の総契約台数) ●過去1年間における保険会社からの解除の有無 ●前契約の事故の有無・件数、等級、事故有係数適用期間 ●他の保険契約の有無 ●フリート契約の場合、全車両一括特約の付带有無 など 	

ご契約後にご注意いただきたいこと(通知事項など)

ご契約後に、次の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

変更の内容によっては、保険料を追加でお支払いいただく、もしくは返還させていただくことがあります。

<p>自動車の変更^{※1}</p> <p>新しく自動車を買替えた。 買い替え前の自動車と買い替え後の自動車の用途車種が同一グループであるなどの一定の条件のもとで、現在のご契約条件を新しい自動車に引き継ぐことができます。</p> 	<p>車両保険金額の変更^{※1}</p> <p>新しくカーナビを買って、自動車に取り付けた。 付属品の取付け、取外しなどにより、自動車の価額が変わる場合は、車両保険の保険金額の見直しのお手続きが必要となります。</p> 
<p>運転者年齢条件の変更^{※1}</p> <p>息子も免許を取って家の自動車に乗るようになった。 お子さまの年齢がご契約の年齢条件を満たさない場合は、年齢条件の変更のお手続きが必要となります。</p> <p>ご注意 運転者を限定したご契約の場合は、限定する運転者の範囲についてもあわせてご確認ください。</p> 	<p>用途車種、登録番号の変更^{※2}</p> <p>自動車を改造して用途車種が変わった。 お引越しや用途の変更などで用途車種や登録番号が変わる場合は、お手続きが必要となります。</p> <p>ご注意 変更後の用途車種などによっては、自動的に付帯または削除される特約があります。</p> 
<p>記名被保険者の変更^{※1}</p> <p>自動車を娘に譲り、私は乗らなくなった。 自動車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者変更のお手続きが必要となります。</p> <p>ご注意 運転者の限定または年齢条件の設定をしているご契約の場合は、補償される運転者の範囲を変更する必要があるかご確認ください。また、補償によっては、被保険者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。</p> 	<p>前契約の事故件数の変更^{※2}</p> <p>ご契約時に告知した前契約の事故件数に変更があった。 前契約の事故の有無・件数などが変更になった場合は、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となることがありますので、お手続きが必要となります。</p> 
<p>解約</p> <p>自動車を運転することがなくなり、自動車保険がいらなくなった。 自動車保険を解約される場合は、ご契約の解約手続きが必要となります。</p> 	<p>前契約の解除</p> <p>前契約が解除になった。 前契約が解除になった場合など、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となる事実が発生したときは、お手続きが必要となります。</p> 
<p>ご住所の変更</p> <p>引越しをした。 ご住所を変更された場合は、所定のお手続きが必要となります。</p> 	

※1 あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じる場合があります。

※2 ご契約者または被保険者には、これら通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡いただく義務があります。通知事項の変更について遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡いただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

団体扱・集団扱でご契約になる場合

団体扱特約・集団扱特約は団体・集団などと損保ジャパン日本興亜の間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表のご加入条件に該当するときのみ付帯できます。なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。



		ご加入条件(団体扱・集団扱の対象となる方)	ご注意 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方 ご本人のみが 対象となります。 (ご家族などは対象外)	団体扱	団体(企業など)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人) [※] など	<ul style="list-style-type: none"> ・団体から給与の支払いを受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など) ・団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者など) ・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など) ・団体を退職された方[※] など
	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・ 集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・ 集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・ 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・ 集団の構成員でない方(取引業者など) など
記名被保険者 車両所有者 ご家族などの場合は、 ご契約者との続柄に ご注意ください。		次のいずれかに該当する方 ・ ご契約者ご本人 ・ ご契約者の配偶者 ・ ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別居の結婚しているお子さま ・ 別居の扶養していないご父母 ・ 別居の就職しているお子さま など

[※]団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

- ご注意**
1. 集団扱契約の場合は、別途集団扱要件のご確認をお願いしています。
 2. ご加入条件の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約の更新時には、更新手続きもれをサポート!

自動セット ご契約の内容により必ず付帯されます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

ご契約更新時のサポート

一般的なお手続きの場合



自動車保険の更新の時期です!

ご契約のお手続きは完了です!

万が一の場合



最近連絡がつかないな...

あっ! 自動車保険の更新忘れてた!

でも「SGP」なら大丈夫!

安心更新サポート特約 **自動セット** **個**

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

安心更新サポート特約は、記名被保険者が個人のノンフリート契約で自家用8車種または車両保険の適用がない二輪自動車・原動機付自転車のご契約に必ず付帯され、ご契約の更新時から適用されます。

ご注意 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合があります。

ご契約更新時の手続きもれをサポート

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、次の通知締切日までに損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がない限り、前年と同等条件[※]で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

[※]車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。

また、ご契約内容により、其他のご契約条件も一部変更させていただく場合があります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日前月の10日
16日～末日	満期日前月の25日



「見やすいデザイン」認証を取得
お客さまへご送付する「自動車保険更新のご案内」は、見やすいデザインを採用し、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会の認証を取得しています。



1A1311001(1)

もしも事故にあわれたら・・・ —ご対応の流れ—

事故にあわれた場合にお客さまにご注意・ご対応をお願いしたいことです。

1

事故発生



2

負傷者の救護

負傷者の救護が最優先です。負傷者の様子や事故の状況などから緊急の場合は救急車を呼んでください。



路上の危険防止

他の自動車の進行の妨げとならないよう、自動車を安全な場所に移動させ、非常点滅灯(ハザードランプ)をつける、停止表示機材を置くなどの安全対策を行ってください。



3

警察への事故連絡



ご連絡事項

- いつ・どこで? → 事故の日時と場所
- どのように? → 事故の状況
- 誰が・何を? → 死傷者・損傷物の有無
- どうなった? → ケガの程度や損傷状況

ご注意点

警察官の聴取を受ける際のご注意点
あいまいなことを言わず、知っている事実を具体的に伝えてください。

ワンポイント
アドバイス

現場での示談は禁物!!

相手の方から何らかの請求を受けた場合は、必ず「保険会社と相談したうえで、後ほどご連絡します。」とお答えください。

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は・・・

ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。 **ロードアシスタンスは、すべてのご契約が対象となります。**

(注) フリート契約の場合は対象外とすることができます。



ロードアシスタンス専用デスク **0120-365-110** 24時間365日受付・対応

● おかけ間違いにご注意ください。

その後は、すみやかに次のいずれかの方法でご連絡ください。

保険会社に
直接電話したい!



事故サポートセンター

0120-256-110

- おかけ間違いにご注意ください。
- 24時間365日事故受付・夜間休日の初動

いつも来てくれる
代理店に相談したい!



保険証券(または保険契約継続証)の
「ご連絡先」欄をご確認ください。

耳や言葉が不自由な方は
FAXをご利用ください!



取扱代理店または損保ジャパン日本興亜
にて、専用のFAX用紙をご用意しています。

ワンポイント
アドバイス

スムーズに解決するために

- 【相手の方がケガをしている場合】お見舞いをするなど、誠意をもって対応してください。
- 【事故にあった自動車を修理する場合】必ず事前に損保ジャパン日本興亜へご相談ください。



ご注意 ケガをされた場合などは、自動車保険以外の傷害保険などの保険でお支払いの対象となる可能性がありますので、損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券(または保険契約継続証)などをご確認ください。

SGPの主な補償内容

—お支払いする保険金 および費用保険金のご説明—

相手への賠償

基本項目・特約	補償内容
対人賠償責任保険	<p>ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用*などもお支払いします。</p> <p>※損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限ります。 (注)被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。</p>
	<p>対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。</p>
対物賠償責任保険	<p>ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用*などもお支払いします。</p> <p>※損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限ります。 (注1)次の事故については、保険金額が10億円を超える場合「無制限」の場合を含みます。)であつても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。 ・「ご契約の自動車」または「ご契約の自動車」がけん引中の自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいによる事故・航空機に対する事故 (注2)被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。 (注3)自己負担額を設定された場合は、法律上の損害賠償責任の額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。</p>
対物全損時修理差額費用特約	<p>対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費*が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した「差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額」について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。 ※「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 (注1)事故発生日の翌日から起算して1年以内に相手自動車が修理された場合に限ります。 (注2)相手自動車の車両保険などから支払われる保険金によって、時価額を超える修理費が補償される場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。ただし、相手自動車の車両保険などから支払われる保険金で補償されない修理費差額がある場合は、この差額部分に対してこの特約を適用します。</p>

ご自身・人の補償

基本項目・特約	補償内容																			
人身傷害保険	<p>ご契約の自動車に搭乗中*1の方などが自動車事故*2により亡くなられたり、ケガをさせたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※1 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。 ※2 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。 (注1)損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。 (注2)相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。 (注3)被保険者1名についての最低保険金額は、3,000万円とします。 (注4)ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。 (注5)重度の後遺障害が生じた場合(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、介護が必要な状態などをいいます。)は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。 (注6)事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。</p>																			
	<p>入通院定額給付金 入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金(10万円または20万円をお選びいただけます。)をお支払いします。</p>																			
人身傷害車外事故特約	<p>人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車や軽便車などを運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。 (注1)他の自動車には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。 (注2)この特約で補償の対象となる事故は、自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。 (注3)この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる被保険者は、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまに限ります。 (注4)記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみ付帯することができます。</p>																			
人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約	<p>人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。 (注1)既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。 (注2)事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。</p>																			
人身傷害入通院定額給付金対象外特約	人身傷害保険の入通院定額給付金をお支払いしない特約です。																			
搭乗者傷害特約	<p>ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故*により亡くなられたり、ケガをさせたりした場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 ※ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。 (注1)死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。 (注2)事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。</p>																			
医療保険金	<p>一時金払</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被保険者が被った傷害</th> <th>医療保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>入通院5日以上(イ・ウ・エを除く傷害)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イ</td> <td>(1)骨折または脱臼</td> <td rowspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>(2)眼を除く部位の神経損傷または神経断裂</td> </tr> <tr> <td>(3)腱、筋または靭帯の断裂</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ウ</td> <td>(1)上肢または下肢の欠損または切断</td> <td rowspan="3">50万円</td> </tr> <tr> <td>(2)眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷</td> </tr> <tr> <td>(3)胸部または腹部の臓器の破裂または損傷</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>脳挫傷、脳挫創などの脳損傷、頭蓋内血腫、頭頸損傷または脊髄損傷</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>入通院日数が1日から4日の場合は、ケガの内容にかかわらず、1万円をお支払いします。 入通院日数が5日以上となった場合は、ケガの内容に応じて右表に定める医療保険金をお支払いします。</p>	被保険者が被った傷害		医療保険金額	ア	入通院5日以上(イ・ウ・エを除く傷害)	10万円	イ	(1)骨折または脱臼	30万円	(2)眼を除く部位の神経損傷または神経断裂	(3)腱、筋または靭帯の断裂	ウ	(1)上肢または下肢の欠損または切断	50万円	(2)眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷	(3)胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	エ	脳挫傷、脳挫創などの脳損傷、頭蓋内血腫、頭頸損傷または脊髄損傷	100万円
	被保険者が被った傷害		医療保険金額																	
ア	入通院5日以上(イ・ウ・エを除く傷害)	10万円																		
イ	(1)骨折または脱臼	30万円																		
	(2)眼を除く部位の神経損傷または神経断裂																			
	(3)腱、筋または靭帯の断裂																			
ウ	(1)上肢または下肢の欠損または切断	50万円																		
	(2)眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷																			
	(3)胸部または腹部の臓器の破裂または損傷																			
エ	脳挫傷、脳挫創などの脳損傷、頭蓋内血腫、頭頸損傷または脊髄損傷	100万円																		
日額払	<p>事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの入通院治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。</p>																			
一時金払医療保険金倍額特約	搭乗者傷害特約(一時金払)の医療保険金を倍額にしてお支払いする特約です。																			

基本項目・特約	補償内容
無保険車傷害特約 所定の条件を満たすと契約に必ず付帯されます。 記名被保険者が法人またはフリート契約の場合は対象外とすることができます。	保険を契約していない自動車との事故などで亡くなられたり、後遺障害が生じたりした場合で、相手の方から十分な補償を受けられないときに、被保険者1名ごとに、その損害額などについて保険金をお支払いする特約です。なお、相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。 (注1) 保険金額は「無制限」とします。 (注2) 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。 (注3) 人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。 (注4) 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
自損事故傷害特約 所定の条件を満たすと契約に必ず付帯されます。 記名被保険者が法人またはフリート契約の場合は対象外とすることができます。	自損事故(電柱との衝突など)で、ご契約の自動車の所有者、運転者、搭乗中の方が亡くなられたり、ケガをされたりした場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被保険者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。 (注1) 死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金および介護費用保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。 (注2) 事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害・病気の影響または事故によりケガをされた後でその事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

ご自身・お車・物の補償

基本項目・特約	補償内容
車両保険	盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して車両保険金をお支払いします。 車両保険金 ●全損の場合(修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合) ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額をお支払いします。 ●分損の場合(全損以外の場合) 損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。 (注1) 車両保険金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両保険金額とみなして車両保険金をお支払いします。 (注2) ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が行走不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。なお、運搬費用および応急処置費用について、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合は車両保険のお支払いの対象外となります。
	全損時諸費用保険金 全損の場合は、保険金とは別に車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
車両新価特約	ご契約の自動車全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上*となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)をお支払いします。 ※内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。 (注1) 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。) (注2) リースカーを対象とするご契約にはこの特約は付帯できません。 (注3) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限りです。 (注4) この特約により再取得時諸費用保険金をお支払いする場合は、車両保険の全損時諸費用保険金はお支払いしません。 (注5) この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。 ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月以内であること。 ・満期日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して37か月以内であること。
車両全損修理時特約	車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が車両保険金額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。 (注1) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限りです。 (注2) この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。
車対車事故・限定危険特約	相手自動車との衝突・接触*および火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたづら、物の飛来・落下などにより、ご契約の自動車に損害が生じた場合に限り車両保険金をお支払いする特約です。 ※「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。 (注) ご契約の自動車が二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。
車両限定危険特約	火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたづら、物の飛来・落下などにより、ご契約の自動車に損害が生じた場合に限り車両保険金をお支払いする特約です。 (注) ご契約の自動車が二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。
車対車自己負担なし特約	車両保険の自己負担額を5万円に設定されている場合でも、相手自動車との衝突・接触事故*に限り、自己負担額をなしとする特約です。 ※「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限りです。 (注) フリート契約のみ付帯することができます。ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。
地震・噴火・津波 車両全損時一時金特約	地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。 (注1) この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパン日本興亜に移転しません。 (注2) この特約は、車両保険の種類が「一般条件」のご契約に付帯することができます。ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部の自動車のご契約には付帯できません。
全損時諸費用再取得時倍額特約	ご契約の自動車全損となった場合で、代替自動車を取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額*にしてお支払いする特約です。 ※車両保険金額の20%(40万円限度)をお支払いします。 (注) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得された場合に限りです。
ロードアシスタンス特約 すべてのご契約に付帯されます。(フリート契約の場合は対象外とすることができます。)	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能*となった場合、レッカーけん引費用および応急処置費用の合計で、15万円を限度に保険金をお支払いする特約です。 ※「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。 (注) この特約により「ロードアシスタンス」のサービスをご利用いただけます。 ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン日本興亜の指定する修理工場などにレッカーけん引する場合は、無制限となります(この特約の限度額15万円は適用しません。)。詳しくはロードアシスタンス利用規約をご確認ください。
事故・故障時代車費用特約	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合*1、または事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合*2に、修理などで自動車を走行できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。 ※1 ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる場合に限りです。 ※2 車両保険のお支払いの対象となる場合に限りです。 (注) お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

その他の補償

特 約	補償内容						
<p>他車運転特約 所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</p>	<p>借用中の自動車運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。 ※駐車または停車中を除きます。 (注1) 自家用8車種のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)に限ります。 (注2) 「借用中の自動車」には、次の自動車は含まれません。 ・記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車 ・自家用8車種以外の自動車 (注3) 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。 (注4) 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。</p>						
<p>他車運転特約(二輪・原付) 所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</p>	<p>借用中のバイク(二輪自動車および原動機付自転車、以下同じです。)を運転中※の事故について、借用中のバイクをご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車のご契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。 ※駐車または停車中を除きます。 (注1) 二輪自動車および原動機付自転車のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)に限ります。 (注2) 記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用するバイクは、「借用中のバイク」には含まれません。 (注3) 借用中のバイクの保険に優先してお支払いすることができます。</p>						
<p>ファミリーバイク特約</p>	<p>記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中等に生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。 (注1) ファミリーバイク特約(人身傷害型)では、対人・対物賠償事故、人身傷害事故が補償されます。 ファミリーバイク特約(自損傷害型)では、対人・対物賠償事故、自損傷害事故が補償されます。 (注2) 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用した自家用8車種または二輪自動車のノンフリート契約に限り付帯できます。ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約にのみ付帯できます。 (注3) 運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。 (注4) 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。 (注5) 借用中の原動機付自転車を使用中等などの事故も補償の対象となります。</p>						
<p>弁護士費用特約</p>	<p>自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 (注1) 記名被保険者が個人の場合は、業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故に限り補償します。 (注2) 記名被保険者が法人の場合は、財物については、ご契約の自動車の被害事故およびその積載動産に対する所定の被害事故に限り補償します。 (注3) お支払いの対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限りします。 (注4) 事故の相手の方が不明である場合など、相手の方に法律上の損害賠償請求を行うことができないときは、この特約は対象外となります。</p> <p>●保険金額</p> <p>弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円 法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円</p>						
<p>個人賠償責任特約</p>	<p>日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(自動車事故を除きます。)により、他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。また、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故に限り示談交渉サービスが付きまます。 (注) ノンフリート契約に限り付帯できます。</p> <p>●保険金額</p> <p>日本国内で発生した事故：無制限 日本国外で発生した事故：1億円</p>						
<p>車両積載動産特約</p>	<p>盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難※にあわれたときに限り補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。 ※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。</p> <p>●保険金額 1事故につき 30万円※ ※記名被保険者が法人の場合は、30万円、50万円または100万円をお選びいただくことができます。</p>						
<p>安心更新サポート特約 所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</p>	<p>右記の通知締切日までに損保ジャパン日本興亜またはご契約者のいずれか一方から継続契約を締結しないなどの意思表示がない限り、一定の条件に基づき保険契約を更新する特約です。 (注) 明細付契約など一部対象外となる契約があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>満期日</th> <th>通知締切日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日～15日</td> <td>満期日前月の10日</td> </tr> <tr> <td>16日～末日</td> <td>満期日前月の25日</td> </tr> </tbody> </table>	満期日	通知締切日	1日～15日	満期日前月の10日	16日～末日	満期日前月の25日
満期日	通知締切日						
1日～15日	満期日前月の10日						
16日～末日	満期日前月の25日						
<p>継続つながり特約 所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</p>	<p>満期日までに継続手続きを行えなかった場合であっても、その理由がご契約者の事情によらないときなど、一定の条件を満たしているときは、満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同等の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 (注) 安心更新サポート特約が優先して適用されます。</p>						

事業者向けの補償

特 約	補償内容
<p>休車費用特約</p>	<p>事故により、ご契約の自動車を修理するために入庫する場合や代替自動車を取得する場合※1など、ご契約の自動車を使用できない期間の休車損害に対して定額で保険金をお支払いする特約です。 (注) 保険金の支払対象日数は、代替自動車の取得までの日数、特約の別表に定める日数※2などにより定めます(修理工賃額が76,000円以下の場合は、お支払いの対象外です。) ※1 車両保険金が支払われる場合に限ります。 ※2 実修理日数ではなく修理工賃額に基づく日数となります。</p>
<p>受託貨物賠償責任特約</p>	<p>ご契約の自動車※に積載中の受託貨物について、運送中の自動車事故・火災などの所定の事故により損害が生じ、運送業者などが荷主に対して法律上、運送・寄託契約上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いする特約です。 ※けん引中の被けん引自動車を含みます。</p>
<p>安全運転教育費用特約</p>	<p>ご契約の自動車を運転し、対人賠償事故または対物賠償事故を起こした従業員などの安全運転教育費用を企業が負担する場合に、その費用に対して保険金をお支払いする特約です。 ●1事故につき、1回の安全運転教育費用のみを対象とし、かつ2万円を限度に実費をお支払いします。 (注) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に安全運転教育を受けさせた場合に限りまます。</p>

その他特約

「SGP」の主な補償内容

特 約		補償内容
その他特約	リースカーの 車両費用特約	ご契約のリースカーに生じた盗難や偶然な事故により、リースカーの借主に生じた損害(修理費やリース契約中途解約費用)に対して保険金をお支払いする特約です。 【一般条件】 盗難または衝突・接触、火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などの偶然な事故により、ご契約のリースカーに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 【車対車事故・限定危険特約】 相手自動車との衝突・接触*および火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などにより、ご契約のリースカーに損害が生じた場合に限り保険金をお支払いします。 ※「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。 (注1)自己負担額を設定された場合は、その額を差し引いてお支払いします(ご契約のリースカーが全損となった場合は、自己負担額を差し引かずにお支払いします。) (注2)地震・噴火・津波による損害は補償されません。地震・噴火・津波車両全損時一時金特約を付帯することにより、ご契約のリースカーに損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。
	臨時代替自動車特約 所定の条件を満たすご契約に 必ず付帯されます。	ご契約の自動車の整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下において使用できない間に、代替として借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。 (注1)借用中の自動車には、ご契約の自動車の所有者、記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さま、または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。 (注2)車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

- 「1名につき」とは、お支払い対象者(相手の方)それぞれに対する保険金額であることを意味します。
- 「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

損保ジャパン日本興亜独自の保険証券

補償内容が○×表示でよくわかる!

保険のとりせつ

自動車保険の補償内容は大きく4つの分野に分けられます。

損保ジャパン日本興亜は、お客さまのご契約内容について、4つの分野の補償それぞれを○×表示することで補償の範囲を明確にし、“補償の全体像”がひと目でわかるようにしています。

わかりやすさを徹底追及!

損保ジャパン日本興亜の独自の保険証券「保険のとりせつ」をお届けしています!

“補償の全体像”をはじめ、お客さまにご契約いただいた内容を記載した、オーダーメイドの保険の取扱説明書です。
お客さまにとって必要な内容を、図や表などをまじえながら大きな文字でわかりやすくご説明します。

ご注意 ご契約内容(明細付契約など)により、「保険のとりせつ」とは異なるものを送付させていただきます場合があります。



インターネットサービス

Web約款

「ご契約のしおり(約款)」の送付を省略するペーパーレスの方式です。

損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご覧いただけます。

マイページ

24時間いつでも「ご契約内容の確認」「各種変更手続き*」「事故対応状況の確認」などが可能です。

*ご住所、ご契約の自動車の変更手続きなどが対象となります。

- ご注意**
1. マイページのご利用には事前登録(無料)が必要です。
 2. マイページのサービスは、ご契約内容やご利用の端末によって、一部ご利用いただけない場合があります。
 3. 携帯電話の場合は、スマートフォンのみご利用いただけます。

Web証券

「保険証券(または保険契約継続証)」および「ご契約のしおり(約款)」の送付を省略するペーパーレスの方式です。
ご契約内容は、マイページからご覧いただけます。

ご契約内容をご自身で確かめたいとき、
変更したいとき、すぐにお役に立ちます!



<http://www.sjnk.co.jp/mypage/>



ご注意 画面はイメージです。

「Web約款」「Web証券」をご選択いただいた場合は、日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組みを実施します。

用語のご説明

か行	解除	ご契約者または当社からの意思表示によって、ご契約期間の途中でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ともいいます。
	記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
	協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約の自動車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
	告知義務	ご契約時に、当社に対し、告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者または記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)の義務のことをいいます。
	告知事項	「危険(損害発生の可能性)に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書などの記載事項とすることによって当社がご契約者または記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)に対し、告知を求めたものをいいます。他の保険契約などに関する事項も含みます。
	ご契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券(または保険契約継続証)などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
	ご契約の自動車	保険契約の補償の対象となる自動車で、保険証券(または保険契約継続証)記載の自動車(原動機付自転車を含みます。)のことをいいます。
ご親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。	
さ行	自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑧特種用途自動車(キャンピング車)
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
	市場販売価格相当額	ご契約の自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車を自動車販売店などが顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。消費税以外の税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。
	所有者(車両所有者)	自動車を所有されている方で、保険証券(または保険契約継続証)などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
た行	新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。
	通知義務	ご契約後やご契約期間の途中でご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を遅滞なく当社に伝えなければならないという、ご契約者または被保険者の義務のことをいいます。
	同居	生活の本拠地として同一家屋※に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。 ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。) ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。) ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま(住民票記載の有無は問いません。) ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
は行	配偶者	婚姻の相手方をいい、原則として内縁の相手方※を含みます。 ※内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
	被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
	付属品	自動車に定着(ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。)または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。)されているものをいいます。なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器は、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。 【付属品として取り扱うもの(例) ・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど ・自動車に装備されているスペアタイヤ(1本)、標準工具など ・法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど ・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など 【付属品として取り扱わないもの(例) ・燃料/ガソリン、軽油、プロパンガス(LPG)など ・法令等により自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー(法令に違反するもの)、オーバーフェンダー(標準装備のものおよび運輸支局の許可を得たものを除きます。) ・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花ビン、膝掛など ・その他の自動車用品/洗車用品、ボディカバーなど (注)自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。
	保険価額	その損害が生じた地および時におけるご契約の自動車の価額(ご契約の自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額)のことをいいます。
	保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社或被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
	保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
	保険年度	初年度はご契約期間の初日からその日を含めて1年間、2年度目以降については、それぞれのご契約期間の初日の応当日からその日を含めて1年間をいいます。 なお、最終年度については、その期間が1年未満であっても1保険年度とします。
ま行	保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
	未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
	無効	ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
や行	免責	保険金をお支払いする事故において、ご契約者などの故意や戦争、地震、噴火、津波による事故による損害など、特定の事情が生じたときに、例外的に保険金をお支払いしないことをいいます。
	用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパン日本興亜が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車などの区分をいいます。 (注)ダンプ装置がある場合など、自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。

SGPのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

商品に関するお問い合わせ

「よくあるご質問」

補償内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単にご確認いただけます。

◆パソコン・スマートフォンから



<http://www.sjnk.co.jp/>

●ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

カスタマーセンター

【受付時間】

- ◆平日：午前9時～午後8時
- ◆土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

【営業時間】◆24時間365日

24時間365日
事故受付・夜間休日の初動

0120-256-110

●おかけ間違いにご注意ください。

自動車のトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

【営業時間】◆24時間365日

24時間365日
受付・対応

0120-365-110

●おかけ間違いにご注意ください。

☆取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

☆保険証券（または保険契約継続証）は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

☆お客さま（保険のご契約者）と記名被保険者（ご契約の自動車を主に使用される方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。



エコマーク認定自動車保険

エコマーク認定番号：第10 147 008号 使用契約者：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

この自動車保険は、

- お客さまの環境配慮行動の促進（エコカー割引、Web証券、Web約款の推進）
- 事故による環境的損失の削減（事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進）に貢献しています。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

0570-022808

 <通話料有料>

- 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
- おかけ間違いにご注意ください。

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレットは、「一般自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券（等）の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先